

第 1 8 回 立 川 市 景 観 審 議 会

平成 2 9 年 7 月 1 8 日 (火)

○日 時 平成29年7月18日(火曜日)午後3時30分

場 所 立川市女性総合センターAIM 第3学習室

会 長 8番 堀 繁 君

2番 川 崎 和 彦 君

4番 小 松 清 廣 君

5番 酒 井 京 子 君

6番 杉 山 朗 子 君

7番 古 川 公 毅 君

9番 萬 田 和 正 君

10番 宗 像 ヨシ子 君

11番 山 口 晶 敬 君

○欠席委員(3名)

副 会 長 3番 小 林 茂 雄 君

1番 加 藤 眞 理 君

12番 山 崎 誠 子 君

○出席説明員

副 市 長 田 中 良 明 君

まちづくり部長 小 倉 秀 夫 君

都市計画課長 卯 月 寿 一 君

景観係長 後 藤 貴 子 君

景観係主事 斉 藤 史 晃 君

○届出者(10名)

○議事次第

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 題

(1) 意見聴取

・事前協議案件

「都営住宅立川市一番町五丁目団地(2期)(仮称)」について

・事前協議案件

「(仮称)立飛みどり地区プロジェクト」について

4 閉 会

開会 午後3時30分

○卯月都市計画課長 それでは、お時間になりましたので、これより始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、お集まりいただき、ありがとうございます。

初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日使用する資料といたしまして、資料1-1、資料1-2、非公開資料になります。次に、資料の2、こちらも非公開資料になります。この資料の2につきましては、机の上に本日、差しかえの資料を配付させていただいております。これらにつきましては、事前に送付させていただいております。そのほかに、本日の次第と資料1-2、非公開資料のうち、一部訂正がございました舗装計画図と全体緑化計画図の差しかえを机上に配付しております。過不足ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

本日、小林副会長、加藤委員、山崎委員がご欠席となっております。

○卯月都市計画課長 それでは、副市長の田中より、ご挨拶及び意見聴取について、お願いをいたします。

○田中副市長 皆さん、こんにちは。副市長の田中でございます。

本日は、まことにお忙しい中、また暑い日が連日続いておりますけれども、先ほど非常に激しい雷雨に見舞われまして、そういう天候の中で景観審議会を開催させていただきました。まことにありがとうございます。

本日の案件は、都営住宅の立川市一番町五丁目団地（2期）（仮称）、それから（仮称）立飛みどり地区プロジェクトとなっております。

それでは、早速、意見聴取に移らせていただきます。

立川市景観審議会 会長 堀繁 殿。

立川市長 清水庄平。

行為の事前協議等について（意見聴取）

貴審議会に、次の事項について意見聴取します。

記

1、事前協議案件 都営住宅立川市一番町五丁目団地（2期）（仮称）。

2、事前協議案件（仮称）立飛みどり地区プロジェクト。

意見聴取理由

都営住宅立川市一番町五丁目団地（２期）（仮称）及び（仮称）立飛みどり地区プロジェクトについて、立川市景観条例第15条第３項の規定に基づき、貴審議会の意見を聴取するものでございます。

よろしく願いいたします。

（意見聴取文 手交）

○卯月都市計画課長　それでは、会長、よろしく願いいたします。

○堀会長　では、第18回になりますが、立川市景観審議会を開催いたします。

本日は、意見聴取案件の届出者にお越しいただいております。

立川市景観条例施行規則第37条第８項には、「審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。」としておりますが、これにつきましてご異議のある方、いらっしゃいませんか。

（「異議なし」の声あり）

○堀会長　ご異議がないようですので、審議会として出席を求めることといたしたいと思っております。

なお、届出者の発言及び質疑につきましては、事業者の未公開情報に配慮し、議事録には残さないことといたしますので、その際には暫時休憩といたしますが、こちらもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○堀会長　では、意見聴取の１つ目といたしまして、事前協議案件、都営住宅立川市一番町五丁目団地（２期）（仮称）がでございます。

こちらの届出者の方の入室をお願いいたします。

次に、本日、傍聴される皆様にご注意を申し上げます。

席上にて配付いたしました「傍聴者の方へ」という用紙に傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、届出者の発言等の際は、届出者の非公開情報に配慮して暫時休憩とし、一旦、ご退席いただきますので、こちらもご了承いただきたいと思います。

○堀会長　それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○卯月都市計画課長　それでは、事務局よりご説明させていただきます。

着座の上、説明させていただきます。

都営住宅立川市一番町五丁目団地（第2期）について説明させていただきます。

本件は、都営松中団地の建てかえ計画であり、全部で3期の計画に分かれており、平成24年12月26日、第4回景観審議会でご報告させていただきました第1期の事業に続く全3期中の事業の今回は2期の事業となっております。

平成29年3月1日付で立川市景観条例に基づき、景観計画区域内における行為の事前協議書を受理しております。

まず、事前に送付させていただいております資料1-1をごらんください。

場所としては、西武立川駅の北東に位置しております。東西に通る松中団地通りの北側及び南北に通る松中通りの東側に位置しております。場所としては、立川市一番町五丁目6の6になります。

今回の事業範囲は、枠で囲われている部分となります。事業面積は、約1万平方メートルとなっております。

景観計画の区域区分としては、砂川地域となっております。砂川地域の景観形成の目標としては、「五日市街道沿道の郷土の歴史・風致がのどかな農ある景観と調和する景観づくり」としており、景観形成・誘導の方針としては、「武蔵野の原風景の保全」、「緑の帯が地域に映える景観の形成」、「良好な住宅地の街並みの形成」としています。

また、この地域には、一番町五丁目地区地区計画という地区計画が定められており、地区整備計画区域となっております。

地区計画におけるこの地区の土地利用の方針は、「周辺の市街地環境に配慮するとともに土地の有効利用を図り、老朽化した公営住宅等の建てかえによる良好な住環境の創出を適切に誘導する。また、公営住宅の建てかえに伴う敷地の有効利用により創出される用地については、将来の社会・地域ニーズを踏まえ、周辺環境との調和に配慮した土地利用を図る。」としています。

建築物等の整備方針としては、「地域の特性や周辺環境に配慮しつつ、適正かつ合理的な土地の有効利用を図るため、建築物等の用途の制限及び敷地面積の最低限度を定める。」、「ゆとりのある沿道空間の確保や周辺環境に配慮した土地利用を図るため、壁

面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。」、周辺と調和した良好なまちなみ景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。」、
「緑豊かでゆとりある良好な市街地環境の形成を図るため、垣又はさくの構造の制限を定める。」、
「緑化の推進による良好な住環境の形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度を定める。」としております。

また、地区施設として、区画道路、公園、広場を位置づけています。地区施設の位置づけについては、裏面の計画図2をご参照ください。

そのほかに、建築物等の用途制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩、その他の意匠の制限、垣又はさくの構造の制限、建築物の緑化率の最低限度についても、地区計画に細かく定めています。

今回の事業範囲は、幅員の広い松中団地通りに面する部分が多く、歩行者からの見え方に大きく影響を与える区域の建てかえとなっております。

事業の詳細につきましては、届出者より別途説明いたします。

また、資料1-2、非公開資料につきましては、非公開情報が含まれておりますので、恐れ入りますが資料の取り扱いには特段の注意をいただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○堀会長　　ありがとうございました。

以上、事務局の説明が終了いたしましたので、これより届出者より説明をしていただきます。したがいまして、しばし休憩に入りたいと思います。

傍聴者の方は、恐れ入りますが、一旦、ご退席をお願いしたいと思います。

〔休憩　午後　3時40分〕

〔開議　午後　4時52分〕

○堀会長　　それでは、休憩前に引き続いて、審議会を再開したいと思います。

傍聴者の方は帰られたということですので、事前協議案件、都営住宅立川市一番町五丁目団地（2期）につきまして、ご意見等がある委員の方は挙手をしてください。

○宗像委員　　やはり広場の位置づけをさっき伺いましたけれども、まず植栽の位置というのが非常に、建物が長方形ですごく直線的な建物と並ぶのに対して、広場の中の花壇などもL字型になつたりしているところありますけれども、余りにも直線的で均等割みたい感じで置いてあるので、もう少しやっぱり人の流れとか集まりとか、ちょっと子

供たちが、そこでちょっと遊ぶというか、乳幼児を遊ばせたりする人も中にはいるかもしれないし、高齢者の方がちょっと集まってということもあると思いますので、その位置づけをさっき聞きましたけれども、そういう狙いであれば、もう少し樹木の場所とか、それからベンチの数とか取りつけ方、そこを工夫していただきたいと思います。

もう1点は、植栽がやはり、ここカクレミノという木がすごく多いんですけども、何か裏のほうの他の棟の間にもいろんな植栽がありますけれども、立川の都営住宅だからしないのかなと、立川の木、コブシの木など、1本ずつしか、3本しかないとか、ちょっとやっぱり固まりの、この辺はこういう樹木をちょっと固めて置くとか、そういうまとまり的なものを工夫してもいいんじゃないか。特にこの広場のところ、何か平均的にカクレミノと何と何と、そういうようなものはすごく直線的で、ちょっとやっぱりぬくもりなり変化とか、そういうのを感じられないので、余りにも機械的な感じとか、ぼんぼんぼんと事務的に植えている、植える計画のように私は感じましたので、その広場を、今後どういうふうに使われるかということもあると思いますけれども、やはりその広場もちょっと空きが多いところと、ちょっと狭いところとか、変化があってもいいんじゃないかなと思いますので、その辺を工夫していただけたらいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○堀会長　ほかにご意見、いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

○川崎委員　先ほどの質問で、武蔵野の原風景、取り上げたんですけども、やはりこれをコンセプトとしてうたうには、今のこの計画案でいくと、必ずしも立川じゃなくても、板橋のほうにあってもいいデザイン、それは外構も含めてなんですけれども、もうちょっと吟味した植生の選択とかあってもいいんじゃないかというふうに思いました。

例えば武蔵野の原風景であれば、畑作地帯の境界にお茶の木を植えて土が飛ぶのを、ちょうど2月ぐらいが、すごくここ風が強くて土が飛ぶので、それを防ぐために武蔵野一帯の畑、みんな境界にお茶を植えていたんです。そうすると、そういうお茶、植栽にそういうのをを使うことで、常緑でもあるし、多分、春先の茶摘みとか、それはコミュニティーに非常に、活動にも寄与するだろうし、そういった丁寧なリサーチというのか、そういうのがあってしかるべきかなと。今の植生を見ると、やっぱり造園業者さんが市場に流通しているものを選んでいくということが、ちょっとイメージが強いものですか

ら、その辺を含めて、やっぱり地域性というのをもうちょっと考えていただきたいというふうに思いました。

もう一つは、先ほどの広場の問題というか通路の問題、たびたび出されていますけれども、やっぱりインターロッキングと舗装路と、その緑地をブロックで囲うことで、舗装路がやっぱり非常に面積が広がっていますよね。それは、ヒートアイランドじゃないんですけれども、夏の今の時期なんかの輻射熱、道路からの輻射熱で、やっぱり団地全体にすると非常に高温になる可能性があるんで、今までの現状で見る草地というか緑地、何も使われてないんですけども、これが非常にいろんな意味で自由、ある意味で自由に出入りできる、住民の人が使える。そういういい部分を、何かどういった形でか、デザインとして残せないかなというふうに思います。これは先ほどの広場が一体、要するに住民のための広場なのか、そこを通行する人たちのための広場なのか、ベンチがあっても多分住民の人は使わないだろうと。ベンチがあっても、多分そこは誰も座る人がいないんじゃないかという懸念があるんです。というのは、日差しを遮ったり、雨宿りをするような屋根も何もない。ただベンチだけがあるということなので、コミュニティーとか憩いとかになるには、ちょっとデザインとして安易過ぎるかなと。もうちょっといろいろ吟味する必要があるんじゃないかというふうに感じました。

以上です。

○堀会長　どうぞ。

○山口委員　今のに関連しますけれども、武蔵野の原風景を残すことについて、五日市街道に近いところなので、ケヤキ並木ということが1つあるのではないかと。これは市のものかもわかりませんが、このケヤキを将来撤去する際、持っていくところないわけだから、今これに合わせて、このケヤキをこのところに移植させてもらうってことは……

○堀会長　いや、それは……

○山口委員　それは無理ですか。将来を見据えてやるということができれば……

○堀会長　いや、これだけ大きいと、少し動かすんでもすごくお金がかかります。

○山口委員　それが難点ですね。

○宗像委員　今から植えとく。

○酒井委員　現況のですと本当に前が草むらになって、草むらですよ。ちょっと2ページの絵などを見ますと、そうするとちょっと大きい木があって、多分、私、この状況

だと、この団地の人たちは、この草むらの上にシートを敷いて寝転がったりとか、それからこの大きい木の下は日陰になるので、ちょっとそこで子供たちが遊んだりとか、そういう何か遊び方があったんだろうなと思うんですね。これはこれで、私とてもいいと思うんですけども、あえてこういうふうになっているものを、全部、草もとってしまつて、やっぱりインターロッキング、きれいで草むしりの手間がないということもあるかもしれませんが、逆にこういう草むらがあるほうが、むしろ今では得がたいものではないのかなという気がしますので、全部このインターロッキングにしないまでも、草むらを少し残しておくというのも、それもまたありなのかなというふうに私は感じましたけれども。この木を1本、シンボルツリーのような感じで、この木は何の木なのかちょっとわかりませんが、こういう木を残しといても、それは差し支えないのかなというふうに感じました。

○堀会長　ほかにいかがでしょう。意見です。

○杉山委員　皆さんの繰り返しになりますけれども、広場の計画のときに日陰をつくるであるとか、人の行為みたいな、たたずむとか集まるとか、そういったような使い方ももう少し考えていただいて、草むらみたいなものも必要かもしれないしというふうな、全部、インターロッキングブロックというちょっとすごい、都市型のところでは余りここまで広げないだろうという感じがしますので、見直しをぜひしていただきたいと。

そのときに、植栽ですけれども、例えばハナミズキというのは立川でどういうポジションかわからないんですけども、都内では割と失敗例が多いんですね。それに比べると、先ほどの確かに立川の田んぼ、畑の区分は確かにお茶の木でやっているとか、あと武蔵野の木というようなことかというと、やっぱりコナラとかクヌギだとかミズキだとか、ちょっとドングリ系みたいなものもあつたりとか、そういった研究、かなりされているので、そういうような雑木林といったような面影みたいなことは取り入れるような、マンサクだけが、これだけだと並ぶのもすごいかなというようなことで、やはりリズム感があるとか、それから土地性に合うとか、そういったことをぜひお考えいただきたいというのが2点目で。

もう一つが、色なんですけれども、先ほど来、第1期工事の踏襲だというお話だったんですけども、ちょっと会長がおっしゃっていたようなことも含めて、一体、評価はどうだったのかとか、そういったようなインターロッキングのこのブロックの色もそうですし、それから建物の色というようなことでも、それから第2期だからやっぱりドア

の色というのは確かに変えてもいいなど。私は余り考えてなかった。皆さんの様子、お話を聞いてると、変えても、やっぱり第2期という、ブロックごとの位置づけみたいなことが余り語られてはないんですけども、ちょっとこれだけ広い広大なプランなので、そういう捉え方というのももう1回、見直して見ていただいたらいいのかなというふうに思ったりいたしました。やっぱり色彩など、この床の色もそうですし、なぜそうしたのかというの、やっぱりちゃんと継続して引き継いでやっていただいたほうが、後々また修理するとか、そういったときにもよかったんだろうとか、評価をご自分たちでもなさるだろうし、こういうふうに立川市民としても皆さん、ああ、あれはよかったねとか、もう少し修正したほうがいいんじゃないだろうかと、意見も積み重ねられますので、ちょっとそういう討議のプロセスと結果と、それから検証というようなことはしていただきたいなと思います。

例えば、この明るいグレーのブロックの上に、これすごくまぶしいですね。日陰も何もつくってないから、これかなりまぶしい状態でベンチを置かれても、いや、苦しいだろうなど。夏というか、ちょっと4月ぐらいから、もう日差し強いですから、耐えられないかなという感じの明るさを、絵ではあったりとか、黄色というのは本当に視覚障害者ブロック等に使われているのに、なぜ使っているのかよくわからないし、ちょっと不思議な感じですよ。

それから、白いごみ置き場にしても、ちょっとほかではいろいろ考えて、コンクリートに少し色をつけてたりする、自然に合わせてって一応おっしゃっているので、やっぱり真っ白というのはおかしいんじゃないかなという、その自然な感じはしなくて、ごみ置き場だけ白く輝いているんですかという、不思議な計画にしか思えないんですね。

なので、そんなふうに色を再度見直していただく機会があるのかちょっとわからないですけども、第1期踏襲、第1期踏襲というご返事に関しては、ちょっと理解しにくい点も多かったかなと、そんなふうに思います。

○堀会長 意見ですか。

○杉山委員 見直してねというような意見です。

○堀会長 ほかにいかがでしょうか。

○小松委員 つくったときだけの環境ではなくて、経年になることもちょっと考えていただきたいということで、私、専門じゃないからよくわかりませんが、これだけの第2期工事でもいろんな植栽が入っています。都営住宅ということになると、剪定とか管理、

そこら辺が年間どのくらいのサイクルで、どの程度、行われているかということも勘案
いただいて、当然、落葉樹が多ければ落ち葉のときには清掃が要りますし、例えば剪定
が必要なものについては、じきじきの剪定をしないとお化けになってしまうと。そうい
ったこともあるので、最初の配置云々はわかりませんが、将来にわたってきちっ
とした、そこら辺の景観が維持できるような形の計画を、ぜひ持っていたきたいなど
いうふうに思います。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

○小倉まちづくり部長　すみません、もう少し早い段階で情報をご提供できればよかつ
たんですが、先ほどコンサルさんのほうから説明、あと古川委員から無電柱化なんかの
話、この10ページのイメージパースをごらんいただきたいんですけども、この左側に
現況、都市計画道路としては、整備済みとして片側1車線ずつの2車線道路、プラス歩
道といった形で18メートルの現在、都市計画道路が供用開始をされてございます。

この道路、実は東京都の計画におきます多摩地域における東西主要4路線の1路線、
新五日市街道線という路線になってございまして、現在ある五日市街道の簡単に言うと
バイパス路線として、将来的には4車線道路、先ほどコンサルさんの説明にありますけ
れども、おおむね恐らく現在の幅員よりもプラス5メートルずつ、18メートル、おおむ
ね28メートルになるんじゃないかという想定をしております。これまだアセスメント
についても、都市計画変更もこれからという手続になってまいります。

ただ、これが実は第四次の事業化路線という、平成37年度までに事業認可をとって
きましようといった路線の中の一部の計画見直し検討路線ということになってござい
まして、そうしますと今の状況が、現状、ご存じの方とごらんになった方いると思いま
す。単純な団地の南側の道路というよりは、本当の例えば新青梅街道のような幹線道路
と同一の位置づけの路線になってまいります。そこに面して都営住宅があるといったこ
とで、先ほどコンサルさんのほうは、そういった動線、幹線道路の動線プラスアルファ
としたところを意識して、これをやったんだといったご説明だったかというふうに思っ
ています。

それがちょっと、コンサルさんのほうはあくまで都営住宅の敷地内だけの委託を受け
ておりますので、まちづくりといった点では、ここの今の松中団地の南の通りというの
は、2車線の18メートル道路というのが、4車線道路のプラス、現況幅員よりもプラス
5メートルぐらいの当然、無電柱化にも、これから整備していくということにもなって

まいりますし、現在のケヤキについても全て新しい断面構成によって植え直す、歩道形状もできる、自転車レーンもできる、無電柱化になるといったことが将来的には起きる。ただ、そこには時間軸として、恐らくそれはこの前面道路が完成するには、場合によっては15年、20年といった時間軸の経過があるといった、少し今回の松中団地の建てかえの事業スケジュールというものと、前面道路のスケジュール感というのが、時間軸に差がある。ただ、将来系としては、そういった4車線の幹線道路になっていくといったことを踏まえて、恐らくコンサルさんは先ほどそういった意味から、インターロッキングベースで、歩道状空地的なしつらえを重視しましたと。ただ、コンサルさんのほうは、道路のほうの仕事は受けておりませんので、なかなかそこについて説明が少し理解しにくかったかなと、ちょっと今、ご意見を聞いて感じたものですから、ちょっと報告という事で。もうちょっと先にすればよかったのかもしれませんが。

○堀会長　では、広場というよりは、将来的には歩道を補完する通路的な、やっぱり意味合いが強んだという、そういうことですか。

○小倉まちづくり部長　いや、ちょうど、この10ページの先ほどの植樹マスが出っ張っている白い線がございますよね。これが大体、想定している道路としての拡幅線であると。

○堀会長　そうですよね。

○小倉まちづくり部長　そこから内側については、ある意味、地区計画上も広場という位置づけを持っておりますので、歩道状空地的な意味合いプラス、緑化地的な意味合いプラス広場といったようなところを、総合的に考えてもらいたいといった要素が全て含んでございます。

○堀会長　そうかなと思って聞いていました。

意見をお願いいたします。

それでは、よろしいですか。

それでは、私から意見です。

広場に関しては、利便性、あるいは景観上の見ばえ、特に道路側からの見ばえですね——等を勘案して十分な工夫を行っていただきたいということですね。特に道路側ですね、道路との敷地境界ですね、その部分はより近くに見られるので、とても重要なので各段の工夫をしていただきたい。

それから、管理が大変だからとか、いろんなこと言っておられましたけれども、低木

中心ということですがけれども、やっぱり広場とすると緑陰が重要なので、むしろ道路やマンション、団地に影響を与えない位置、つまり広場の真ん中ということになりますけれども、そこは高木、高木は枝下が上がってしまうと、全く管理も要りませんし、見通しも確保できるので、高木のほうが、低木はいつまでたってもやぶになりますけれども、見えないんですけれども、高木は枝下が上がっていつちやえば見通しは確保できるので、むしろ高木がね、ここを広場ということであるならばふさわしいというもので、高木の検討をお願いしたい。

それから、舗装に関しては、デザイン、色を含め、再度、より魅力的になるようにご検討をお願いしたい。

以上です。

ほかは、あと皆さん言われたので。

よろしいですか。

それでは、長い間、ありがとうございました。

ご意見がいろいろと出ましたので、意見の取りまとめにつきましては事務局と調整した上で、会長一任とさせていただきたいと思うのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○堀会長　それでは、これで都営住宅立川市一番町五丁目団地（２期）（仮称）の意見聴取について終了したいと思います。

それでは、届出者の方に退出をいただきますので、少々お待ちください。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

[休憩　午後　５時１４分]

[開議　午後　５時１７分]

○堀会長　それでは、休憩前に引き続きまして審議会を再開したいと思います。

２つ目の意見聴取といたしまして、事前協議案件、（仮称）立飛みどり地区プロジェクトでございます。

傍聴者の方も、いらっしゃいませんね。

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局よりご説明をお願いいたします。

○卯月都市計画課長　事務局よりご説明させていただきます。

着座のまま説明させていただきます。

(仮称)立飛みどり地区プロジェクトについてご説明させていただきます。

本件につきましては、平成29年5月11日付で、立川市景観条例に基づき、景観計画区域内における行為の事前協議書を受理し、平成29年5月19日、第17回立川市景観審議会にて意見聴取を行い、平成29年5月31日付で立川市長から届出者に対し、行為の事前協議書等の意見への対応について依頼を行いました。その後、本件事業主から立川市長に対し、平成29年6月28日付で行為の事前協議等の意見への対応について報告を受けております。

本日は、届出者より、この行為の事前協議等の意見への対応内容を説明していただいた上で、意見聴取をさせていただきたいと思っております。

届出者にご説明いただく前に、地区計画に係る課題として協議中となっている事項につきまして、説明させていただきます。

事前送付させていただきました資料に、非公開資料になりますが、この14ページの北側外構図をごらんください。

ホール北側の外構計画についてですが、デッキ、テーブルセット及び植栽によるしつらえから、インターロッキング、長いベンチ及びパーゴラ、植栽によるしつらえに計画が変更されておりますが、ベンチとパーゴラの位置が地区計画の壁面後退線の制限区域に大きく張り出しているため、ゆとりある歩行空間を確保できるようにすること、また緑空間のしつらえ等について、検討を現在お願いしているところでございます。

また、事前送付させていただいた資料2の17ページ、西側外構図をごらんください。

先ほどと同様に、昭和記念公園側である西側についても、ゆとりある歩行空間の確保と緑空間のしつらえについて検討をお願いしております。

事前送付させていただいた資料2、42ページの3階平面図をごらんください。

建物の一体性の中で、A棟とB棟、A棟とC棟について、現在、大屋根でつながっている部分が、変更が生じる見込みとなっております。

資料2につきましては、非公開の企業情報が含まれておりますので、恐れ入りますが資料のお取り扱いには特段のご注意をいただきますようお願いいたします。

説明は以上になります。

なお、先ほどご説明いたしましたが、資料2につきましては本日、最新のものを机上配付させていただいておりますので、そちらを説明に当たってはごらんいただければと

思います。

よろしく願いいたします。

○堀会長　では、前回の景観審議会において出されました行為の事前協議等の意見への対応につきまして、届出者より報告をいただくために、暫時休憩に入りたいと思います。

○卯月都市計画課長　会長、1カ所、訂正させていただきたいと思います。

A棟及びB棟、A棟及びC棟の間の大屋根についての変更については、現在協議中と訂正させていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○堀会長　承りました。

〔休憩　午後　5時21分〕

〔開議　午後　6時14分〕

○堀会長　それでは、ほかにないようですので、休憩前に引き続き審議会を再開したいと思います。

では、事前協議案件、（仮称）立飛みどり地区プロジェクトにつきまして、ご意見が
ありの委員の方はどうぞ、挙手をお願いいたします。今度はご意見でございます。

いかがでしょうか。

では、お考えいただいている間に、じゃ私から。

サンサンロード側は、前回に比べて工夫されてはいるけれども、まだ工夫の余地がいろいろとあるのではないかと思います。立川市にとりましては、もうシンボルロード中のシンボルロードなので、何度も繰り返しますが、ぜひ日本一の通りにすべく、特段の工夫をお願いしたいと思います。

それから、昭和記念公園側の道ですね。あちらにつきましても、一層の工夫をして、殺風景な道にならないように、楽しい、市民が誇りに思うような道にさせていただきたい
と思います。

私からは以上です。

ほかにいかがでしょうか。

○酒井委員　よろしいでしょうか。

○堀会長　はい。

○酒井委員　今この敷地には、ヤギでしたっけ、ヒツジでしたっけ。

○堀会長　ヤギ。

○酒井委員 ヤギがいたので、今ここにヤギがいるというのは、結構、広く知れ渡っているんですね。遠くから見に来る方もいらして、意外と立川の今、名所になっているような感じなので、もしあれでしたら保育所のこのところにも、ヤギの名残で、ちょっとモニュメントなどを置いたりするのもよろしいかなと思いますし、また保育というの専門の保育士の方々からも、子供たちが何に興味を持つとか、そういうこともちょっと意見を聞いて、必要でないものを設置しても本当に無駄ですので、現場の方にそういう意見を聞いてみて、してみるのもいいのではないかな。できたら私の希望としては、ヤギの家族のモニュメントなどを置いていただくと、ああ、そういえばここにいたよねという名残もあっていいかなと思います。

○堀会長 ほかにいかがでしょうか。

○宗像委員 景観と直接どうかと思ってずっと考えていたんですが、1階のところの駐車場、ずっとあるわけですから、そこってコンクリートか何かで、こうなるわけですね、イメージ的に。2階が通路とかになるので、別にその下は電気の光で明るさをとるわけですね、1階の駐車場の部分。

○届出者（門田） そうですね。

○宗像委員 別に、どこか、ちょっと自然光を入れるとか、そういうことはないんですね。ちょっと図面上、よくわからないんですけども。

○届出者（門田） ほとんど上に緑化していますので、トップライトをつける予定はないですね。

○宗像委員 それちょっと確認したかったことと、あと共有の真ん中にトイレとかあるんですけども、景観と直接関係ないと思いつつ、例えばこれからそのトイレ、今、一般的に男女のほかにみんなのトイレとかなってききましたけれども、そのみんなのトイレもこれからは、このごろマスコミでも言われていますけれども、障害者用だけじゃなくて、性差の、性別、いろんな方のそういうトイレも、これから考えていく必要があるなんていうのもあるので、そんなことも、せっかくこれからのまちづくりなので、みんなのトイレ、ただ身障者、誰でも入れるトイレばかりじゃない、そんなトイレなんかも工夫していただけたら、すごく先進的になるんじゃないかなとずっと思っていました。ご検討ください。お願いします。

あともう一つ、本当、時間。駐輪場とかは、ここを利用する人たちが使うんですね。

○届出者（門田） それは、そう考えています。

○宗像委員 一般の人などは使わない。使えない……

○届出者（門田） いえ、何か制限するわけじゃないんですけども、当然お金を徴収したり、そういうことにはなろうかと思いますが、一般の人が使う……

○宗像委員 使うことも可能に……

○届出者（門田） 恐らくそうなろうかと思いますが。制限は逆にかけづらいかなと。

○杉山委員 先ほどのホテルのところの少し入り口、及びこの壁面ですが、もう少しデザイン及び注目性を高めるみたいな、何か工夫をさらにしていただきたいというのが1点と。

私、ずっとやっぱりこのホールの裏というのが気になっていて、ホール、ここでブロックが終わって、まちの終わりではないので、次に続いていくわけだから、その次の街区の人に何か引き渡すというか、そういう道の向こう側の人ともデザインを何かできるように、何かこう、ここをやっぱりもう一つ、つなぎのためににぎわいのデザインというか、何かないですかね。でも、光のページェントじゃないけど、何か人がちょっとたむろってでもないけれども、意外とここでくつろいでもらえるように、もちろんいろいろ、搬入とか、そういう作業場であるのは重々わかっているんだけど、この街区がぐっと寂しい。やっぱり何かもうちょっとないかなという、ごめんなさい、アイデアがあるわけと言っているわけじゃないので大変恐縮なんですけれども、ぜひお願いします。

○堀会長 ほかにいかがでしょうか。

ご意見をお願いいたします。

○酒井委員 よろしいですか。

○堀会長 はい。

○酒井委員 最近、もうクリスマスシーズンになると、どこも結構きれいなクリスマスツリーをするのが、日本各地で見られますけれども、当然このホテルも、クリスマスシーズンで、もしかしたらクリスマスツリー、やりたいなとか考えるかも——ホテルの考え方によりますけれども。そうしますと、この21ページのこの白いエントランスのこれですね。あの横に、これエレベーターと、何て言うんでしょう、ここですね。このあたりにモミの木、1本、ぽんと植えてあげれば、もうクリスマスツリー、完全にすぐできますし、公園のほうからもよく見えますし、クリスマスシーズンでなくても、モミの木であれば日陰にもなるので、ちょっとシンボリックな感じになってよろしいのではないかと

などと思います。そこにあれば、ホテルの方も当然飾りつけしないわけにはいかないだろうなとは思いますが、そんなのちょっとどうかなと今思いました。

○堀会長　ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい、お願いいたします。

○萬田委員　17ページのホテル裏側の垣根みたいなものなんですけれども、こんなふうにサンサンロードがメイン道路で、こちらが裏通りという感じに見えるんですけれども、もうちょっと垣根が低くてもいいんじゃないかなというには感じられる部分があるんですけれども、ちょっとその辺、私の専門じゃないのでわからないんですけれども。

○堀会長　結局、ここずっと壁なんで、隠したいわけなんですよね。だから、結局、壁にしちゃうとこういうことになっちゃうので、壁にしてくれるなというのが、私のずっと主張なんですけれども。

○萬田委員　見えないほうがいいわけですね。

○堀会長　まあ、壁、見てうれしい人は余りいないので、でも植栽、見てうれしいかというところでもないの、結局、だめなんですよね。

ほかにご意見いかがでしょうか。

よろしいですか。

○山口委員　具体的な鳥瞰図は9ページにありますけれども、これは昭和記念公園のこんな高いところから見る視点はないわけで、これ全体を見るとしたらモノレールからのちょっと高いところからの視点は、1つだけ何かありましたけれども、全体的にモノレールから見て、何か景観的に問題がないような、やはりなっているかどうか。それから、店舗等のあれを見て、楽しそうだなというようなことがよく見えるような工夫とか、そういうことができればいいなというふうに思っています。

○堀会長　モノレールからの……

○山口委員　その視点が28ページに……

○堀会長　モノレールからということですか。

○山口委員　そうですね。

○堀会長　それはあれですね、前回なかった指摘ですね。新しい指摘ということですね。一応、前回、意見に対して対応していただいて、それを今審議しているわけなんですけれども。

ほかにかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、意見が出そろったようですので、このあたりで終わりにしたいと思います
が、では意見がいろいろと出ましたので、意見の取りまとめにつきましては事務局と調
整した上で、会長一任と、こちらもさせていただきたいと思いますが、よろしゅうござ
いますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○堀会長 よろしいですか。

それでは、これで意見聴取は終わりにしたいと思います。

では、届出者の方に退出いただきますので、しばらくお待ちくださいませ。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

[休憩 午後 6時26分]

[開議 午後 6時27分]

○堀会長 それでは、再開したいと思います。

以上で全ての意見聴取が終了いたしました。回答文につきましては、いただいたご意
見を事務局と調整した上で、会長一任として取りまとめた後、お渡ししたいと思います。
よろしく願いいたします。

○堀会長 では、第18回の景観審議会、終了させていただきたいと思います。

事務局にお戻しいたします。

○卯月都市計画課長 委員の皆様には、本日は活発なご審議をいただきまして、ありが
とうございました。

事務局より、事務連絡がございます。

本日の景観審議会の議事録につきましては、初稿を事務局で確認した後に、メール、
郵送などにてお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。

また、次回の第19回景観審議会は、前回5月19日、開催されました第17回景観審議会
におきまして、案件説明させていただきました景観計画の一部改定につきまして諮問さ
せていただく予定です。11月17日の金曜日、13時より開催いたしますので、ご出席いた
だきますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれで終了となります。

長時間にわたりありがとうございました。

閉会 午後6時28分